

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(1) 株式会社 基土木 沖縄市字登川 2989
 47-011044 代表者 仲宗根 貢
 (土木・特A、建築・A、ほ装・A、塗装、防水、水道施設、解体)

2 指名停止措置期間

令和 8 年 1 月 20 日 ~ 令和 8 年 2 月 2 日 (2 週間)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)

4 事実概要

(株)基土木が受注した農林水産部漁港漁場課発注の「海野漁港-2.5m物揚場(1)機能保全工事(R5-1)」において、令和7年8月26日8時55分頃、運搬車両から管材(鋼管杭)を荷下ろす作業中、人員配置不足、合図・連携不足及び介錯ロープの設置不備等により、作業員の左手親指が、管材と運搬車両荷台側壁に挟まれ、負傷した。

5 指名停止措置理由

本件においては、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第7号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」

別表第1第7号

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内